

気づいて
ください

身近にある人権問題

12月4日～10日

人権週間

12月10日

人権デー

下で紹介している
ものは一例です

人権とは、人が生まれながらに持っている「幸せに生きる権利」で、とても身近で大切なものです。家庭や職場、学校、地域社会では、さまざまな人権に関する問題が発生しており、決して「自分とは関係のないこと」ではありません。

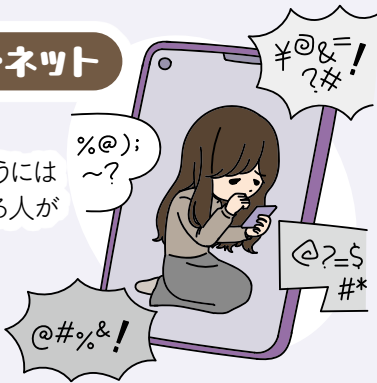
すべての人の人権が守られるためには、一人ひとりが身の回りの人権問題に「気づく」ことが重要です。周りに悩んでいる人がいないか、何気ない言動や思い込みで誰かを傷つけていないか、考えてみましょう。

【問合せ】総務企画課人権推進係 ☎内線2271

インターネット

人権

ネットの向こうには傷ついている人がいます



子ども

人権

心の傷は大人になっても消えません



DV

(ドメスティック・バイオレンス)

身体を傷つけるだけが暴力ではありません



高齢者

人権

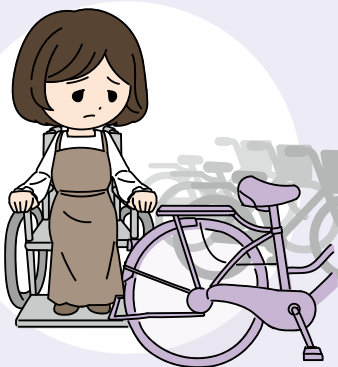
みんなで気にかけて支え合おう



障がい者

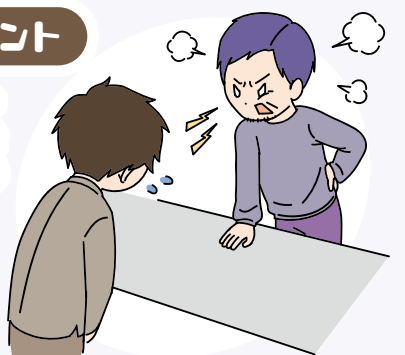
人権

社会にあるバリアに気づき取り除こう



ハラスメント

ハラスメントの知識や意識を更新していこう



LGBT

(性的マイノリティ)

人権

言えないのは、まだ社会に偏見があるから



外国人

人権

心の壁を取り払い理解を深めよう



性別による

役割の決めつけ

家事や育児は女性だけのものではありません



人権週間講演会

私が経験したひきこもり

～知ってほしい、ひきこもりのこと～

ひきこもりのきっかけは、いじめや心身の不調等さまざま、誰にでも起こりうるものです。当事者の生きづらさを理解し、誰もが居場所を持てる社会について考えてみましょう。

日時 12月7日(土)午後2時～4時

会場 ゆいの森あらかわ ゆいの森ホール

定員 100人(申込順) ※手話通訳あり

託児 2歳以上の未就学児、4人(申込順)
※託児申込は12月3日(火)午後5時まで

講師 一般社団法人ひきこもりU×会議代表理事・林恭子氏



ひきこもり関連図書の展示

期間 12月8日(日)まで

会場 ゆいの森あらかわ1階エントランスホール

電話・ファクス・荒川区ホームページ(右の二次元コード)で、イベント名・氏名(ニックネーム可)・電話番号・託児の有無(有の場合はお子さんの氏名と年齢も)・手話通訳または車いす席利用の有無・参加区分(当事者・家族・支援者・そのほか)を、荒川さつき会館
☎(3802)2050
FAX(3802)2998

申込み



人権週間パネル展・北朝鮮人権侵害問題啓発週間パネル展

期間 11月30日(土)～12月19日(木)

時間 午前9時～午後5時

会場 荒川さつき会館1階ロビー

展示内容
●小学生の人権標語
●中学生の人権ポスター
●平和なまち絵画コンテスト応募作品
●人権啓発パネル
●北朝鮮拉致問題パネル 等

身の周りでも、ニュースでも…

さまざまな人権

人権問題にはさまざまな種類があり、それぞれ相談窓口があります。

どこに相談していいかわからないときは…

▶みんなの人権110番（東京法務局）
☎0570（003）110
（月）～（金）午前8時30分～午後5時15分

※各相談窓口は、指定があるもの以外、祝日等はお休みです

インターネットによる人権侵害をなくしましょう

- インターネット上での誹謗中傷についての相談件数は依然として多く、差別的な書き込み等の人権侵害も問題となっています
- SNSによる子ども同士のいじめや、子どもを狙った性犯罪等も発生しています
- 手軽に利用できるインターネットですが、他人が不快に思うことや個人情報不用意に書き込まない等、正しく利用し、被害者にも加害者にもならないようにしましょう
- SNSの運営事業者等に対して、書き込み内容の削除申出を受け付ける窓口をわかりやすく示すことや、申出に迅速に対応すること等が義務化されます。被害をうけた際は、ためらわずに削除の申し出や相談をしましょう

- ▶違法・有害情報相談センター（総務省）（右の二次元コード）
🌐<https://ihaho.jp/>
- ▶こどものネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」（東京都）（右の二次元コード）
🌐<https://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/>



ハラスメントはやめましょう

- 「嫌がらせ、いじめ」を意味するハラスメントは、日常生活のさまざまな場面で問題となっており、例えば次のようなものがあります
 - ▶パワーハラスメント（職場等での上下関係を利用した嫌がらせ）
 - ▶セクシュアルハラスメント（相手が不快に感じる性的言動等）
 - ▶マタニティハラスメント（妊娠・出産を理由とした嫌がらせ）
 - ▶カスタマーハラスメント（顧客の不当な要求や悪質なクレーム）
- 近年、社会的な問題となっているカスタマーハラスメントへの対応として、東京都では令和7年4月から「東京都カスタマーハラスメント防止条例」が施行されます
- 相手を不快にさせ、尊厳を傷つける言動は人権侵害という認識を持ち、相手の気持ちに配慮した言動を心掛けましょう
- ハラスメントで悩んでいる方は、相談窓口へ相談しましょう

- ▶みんなの人権110番（東京法務局）
☎0570（003）110（月）～（金）午前8時30分～午後5時15分）
- ▶東京都ろうどう110番 ☎0570（00）6110
（月）～（金）午前9時～午後8時、（土）午前9時～午後5時）

子どもの命と権利を守りましょう

- 児童虐待・いじめ・体罰・性被害等により、子どもの命や権利が脅かされており、特に児童虐待は深刻な問題となっています
- すべての子どもに大切にされる権利があります。虐待等から子どもたちを守るとともに、子どもを権利の主体として尊重しましょう
- 保護者の悩みや不安に寄り添い、子どもを健やかに育めるよう、地域全体で子育てを応援しましょう

- ▶荒川区子ども家庭総合センター
☎（3802）3765（月）～（金）午前8時30分～午後5時15分）
- ▶児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189（24時間・年中無休）
- ▶あらかわ子どもほっとらいん（右の二次元コード）
- ▶子供・保護者専用性被害相談ホットライン（東京都）
☎0120（333）891（24時間・年中無休）
- ▶あらかわキッズ・マザーズコール24
☎0120（536）883（24時間・年中無休）
※妊娠・出産・育児の悩みを、看護師等の専門スタッフに相談できます



女性の人権を守りましょう

- 女性が被害者になる割合が高い、DV・性犯罪・ストーカー行為等は、被害者を深く傷つける重大な人権侵害です
- 性別に基づく固定的な役割分担意識は、未だに人々の意識や社会の慣行に残っており、家事・育児時間の分担割合や職場での昇進・賃金の男女格差等が問題となっています
- DVや性犯罪等を許さないという意識を社会全体で共有するとともに、性別に関わらず、お互いの立場を尊重し、個性と能力が十分に発揮できるよう協力しましょう
- 悩みを抱えているときは、一人で悩まず相談窓口へ相談しましょう

- ▶女性の人権ホットライン（東京法務局）
☎0570（070）810（月）～（金）午前8時30分～午後5時15分）
- ▶DV相談^{アクト21}（内閣府） ☎0120（279）889（24時間・年中無休）
- ▶荒川区配偶者暴力相談支援センター
☎（3806）3075（月）～（金）午前8時30分～午後5時）
- ▶ここと生き方・DVなんでも相談（アクト21）
☎（3809）2890（第1（火）午後5時～8時、第1（金）・第2（火）・第4（火）・（金）午前10時～午後4時、第2（金）・第3（火）・（金）午後2時30分～8時、第2（土）午前10時～午後3時〈予約制〉）
- ▶相談はっとLINE@東京 性被害相談窓口（東京都）（上の二次元コード）
（月）・（火）・（金）・（土）午後4時～9時（受付：午後8時30分まで）



高齢者の人権を尊重しましょう

- 家族や介護者等による、高齢者への暴言・暴力、無視、資産の無断処分等の虐待が問題となっています
- 大きな社会問題となっている特殊詐欺や悪質商法の被害者の多くは、高齢者です
- 高齢者が地域で安心して生き生きと暮らせるよう、高齢者に対する理解を深め、地域ぐるみで高齢者の人権を守りましょう
- 認知症等による判断能力の不足を補うための成年後見制度の活用が必要な場合は、費用助成の制度等があります。相談窓口へご相談ください

- ▶おとしよりなんでも相談（区役所2階高齢者福祉課内）
☎内線2675（月）～（金）午前8時30分～午後5時15分）
- ▶各地区の地域包括支援センター
 - 南千住東部☎（3805）5702 ●東尾久☎（5855）8513
 - 南千住西部☎（5604）5710 ●西尾久☎（3893）3555
 - 荒川☎（5855）3323 ●東日暮里☎（5615）3171
 - 町屋☎（3894）3568 ●西日暮里☎（3807）3828※各地区とも月～（土）午前9時～午後5時
- ▶成年後見センター・あんしんサポートあらかわ（荒川区社会福祉協議会）
☎（3802）3396（月）～（金）午前9時～午後5時15分）

障がいを理由とする偏見や差別をなくしましょう

- 障がいのある方に対する嫌がらせや、心ない言葉の投げかけ、サービス提供の拒否等の人権侵害が問題となっています
- 障がいのある方が日常生活や社会生活に制限を受けないよう、社会全体で障がいに対する理解を深め、身の周りのバリアを取り除くための配慮や協力をしましょう
- 障害者差別解消法により、事業者は、障がいがある方から何らかの対応を伝えられたときには「合理的配慮の提供」を行うことが義務づけられています（耳が不自由な人に筆談で意思を確認する等）
- 困りごとがあるときは、相談窓口に相談しましょう

- ▶障害者福祉課相談支援係（区役所1階）
☎内線2685（月）～（金）午前8時30分～午後5時15分）
- ▶荒川区障がい者虐待防止・差別解消センター
☎（3802）3151（24時間・年中無休）

多様な性のあり方を正しく理解しましょう

- 「法律上の性」と「心の性（性自認）」が一致していないことや、「好きになる性（性的指向）」が同性や両性に向いていること等に対する偏見・差別に悩み、生きづらさを感じている人がいます
- 性のあり方にも個性があることを理解し、日ごろから配慮した言動を心掛けましょう
- 相談窓口は、当事者のほか、家族、職場関係の方も利用できます

- ▶LGBT専門相談（アクト21） ☎（3809）2890
（第4（火）午後4時～6時〈予約制〉）※附の場合は第3（火）
- ▶Tokyo LGBT相談専門電話相談（東京都）
〈当事者・家族等〉☎050（3647）1448（火）・（金）午後6時～10時
〈事業者〉☎050（3138）4011（火）・（金）午前10時～午後5時）

部落差別（同和問題）を正しく理解しましょう

- 特定の地域の出身であるという理由でさまざまな差別を受ける、部落差別（同和問題）は、歴史的な過程で作られた身分制度や人々の意識に起因する差別であり、我が国固有の重大な人権問題です
- 今日においても、インターネット上で特定の地域を同和地区として掲載する等の悪質な事案が発生しています
- 部落差別解消法に基づく国の実態調査結果*¹では、部落出身者に対する偏見や差別が依然として解消されていないことが報告されています。また、都の調査結果*²では、「同和問題を知らない」人が約3割と、前回より増加しています
- 一人ひとりが部落差別（同和問題）を理解して正しい知識を持ち、差別解消に向けて取り組みましょう

*1 法務省「部落差別の実態に係る調査結果報告書」（令和2年6月）
*2 東京都総務局人権部「人権に関する都民の意識調査報告書」（令和6年1月）

- ▶総務企画課人権推進係（区役所4階）
☎内線2271（月）～（金）午前8時30分～午後5時15分）
- ▶同和問題に関する専門相談（東京都）
☎（6240）6035（火）・（金）午前9時～正午、午後1時～5時）

外国人への偏見や差別をなくしましょう

- 外国人であることを理由に、賃貸住宅への入居拒否や就労に関して不合理な扱いをする等の事案が発生しています
- 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が社会的な問題となっています
- 文化等の多様性や外国人の生活習慣等を理解し、お互いを尊重し合う関係を築いていきましょう
- 偏見や差別等で困っている人は、一人で悩まないで相談しましょう

- ▶外国語人権相談ダイヤル（法務省）
☎0570（09）0911（月）～（金）午前9時～午後5時）
- ▶外国語インターネット人権相談受付窓口（法務省）（右の二次元コード）
🌐<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>
【対応言語】 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語



犯罪被害者やその家族の人権に配慮しましょう

- 犯罪被害にあった方やその家族には、周囲の心ないうわさや中傷・偏見等によって精神的な苦痛（二次的被害）を受け、長期にわたり苦しんでいる方がいます
- 特に、性犯罪・性暴力の被害者は、被害が深刻であるにも関わらず、誰にも相談できず、必要な支援が行き届かない恐れがあります

11月25日～12月1日は 犯罪被害者週間です

被害者やその家族が置かれた状況や心情を理解し、当事者の気持ちに寄り添った対応をしましょう。

- ▶公益社団法人被害者支援都民センター
☎（3222）9050（月）・（木）・（金）午前9時30分～午後5時30分、（火）・（火）午前9時30分～午後7時）
- ▶東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（性暴力救済ダイヤルNaNa）
☎（5577）3899（24時間・年中無休）

拉致問題への認識を深めましょう

- 1970年代から80年代にかけて、北朝鮮当局により、日本各地で多くの日本人が拉致され、区内でも拉致の可能性のある特定失踪者が存在します
- 我が国の主権に対する侵害であり、重大な人権侵害である拉致問題の解決は、国民的な課題であり、国際社会全体で取り組むべき課題です
- この問題を決して風化させることなく、解決に向けて、一人ひとりが関心と認識を深めていきましょう

12月10日～16日は 北朝鮮人権侵害問題啓発週間です

- ▶内閣官房拉致問題対策本部（右の二次元コード）
🌐<https://www.rachi.go.jp/>



災害に伴う人権問題への理解を深めましょう

- 災害時の避難所でのプライバシーの確保や、高齢者・障がい者・難病患者・乳幼児・妊産婦・外国人等の要配慮者の特性に合わせた配慮や環境整備等が課題になっています
- 災害時には、要配慮者の情報把握や避難支援、避難所等での生活支援等で、近隣住民の助け合いが必要です
- 風評に基づく心ない嫌がらせ等で、被災地から避難された方々を傷つけることなく、思いやりの心を持って行動しましょう

感染症に関する偏見や差別をなくしましょう

- HIV感染・エイズ、ハンセン病等の感染症では、病気に対する誤った知識や理解不足により、職場や日常生活におけるさまざまな場面で、患者や元患者、その家族に対する差別やプライバシー侵害等の問題が発生しています
- 感染症に対する正しい知識と理解を深め、偏見や差別をなくしましょう

アイヌの人々に対する偏見や差別をなくしましょう

- 北海道を中心とした地域に古くから住むアイヌの人々は、近世以降の国の政策によって、伝統的な生活様式等の生活基盤や独自の文化を失い、さまざまな差別を受けてきました
- アイヌの人々の歴史、文化、伝統等に関する理解を深め、偏見や差別を解消していきましょう

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくしましょう

- 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や悪意のあるうわさ等により、住居の確保や就職等が難しく、円滑な社会復帰の妨げとなる場合があります
- 刑を終えて出所した人が更生できるよう社会全体で理解を深め、支援していきましょう

路上生活者に対する偏見や差別をなくしましょう

- さまざまな理由で路上生活を余儀なくされている方々に対する嫌がらせや暴行事件等が発生しています
- 路上生活者の置かれている状況や自立支援の必要性を理解し、路上生活者に対する偏見や差別をなくしましょう

人身取引についての認識を深めましょう

- 人身取引は、犯罪組織等が暴力や脅迫等の手段を用いて、女性や子ども等を別の国や場所に移動させ、性的搾取や強制労働等を強要する犯罪であり、重大な人権侵害です
- 一人ひとりが関心を持ち、社会全体の問題として受け止め、犯罪防止に努めましょう

荒川さつき会館のご紹介

人権・平和に関する事業や貸室を行っています

荒川さつき会館は人権推進の拠点となる施設で、以下の事業を行っています。

- 人権や平和に関するパネル展、映画会等の啓発事業
- 登録団体への貸室（体育室・会議室等の貸出）

このほか、1階ロビーには、人権・平和に関する図書コーナーやパネルを常設していますので、ぜひ、お立ち寄りください。

- 人権や平和に関する本を多く取り揃えた図書室のほか、児童室が利用できます
- 小学生を対象に、体育室の自由開放を行っています（（金）午後0時30分～5時）

個人利用のご案内



会館へのアクセスや貸室・利用方法等の詳細は、右の二次元コードをご覧ください



会館イベントカレンダー

- 5月 憲法週間パネル展
- 6月 人権・平和パネル展
- 8月 子ども平和映画会、東京空襲パネル展、レザークラフト教室（子ども向け）
- 9月 レザークラフト教室（大人向け）
- 10月 荒川さつき会館まつり
- 12月 人権週間パネル展



子ども平和映画会

問合せ 荒川さつき会館（荒川8-16-13）
☎（3802）2050



あなたの街の相談パートナー

人権擁護委員をご存じですか

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間ボランティアで、地域の方等からの人権相談や、人権の大切さを知ってもらうための普及啓発等の活動を行っています。

相談活動

嫌がらせや差別を受けたり、人権を侵害されたりして困っている方の相談に応じます。秘密は厳守します。

日 時 第2(木)午後1時30分～3時30分(予約制)

費用 無料

予約・問合せ 総務企画課人権推進係 ☎内線2271

区内の人権擁護委員 (50音順・敬称略)

- | | | |
|--------|--------|--------|
| ▶池田 明子 | ▶小林美奈子 | ▶高田 博志 |
| ▶伊藤 花恵 | ▶榊 眞理子 | ▶高田 正道 |
| ▶上原憲太郎 | ▶神保 秀久 | ▶松熊 貴代 |
| ▶小澤 清 | ▶砂田 厚美 | |

人権を擁^{まも}るということ

人権擁護委員 神保 秀久氏



人間は一人では生きていけません。さまざまな人との関わりの中で、持ちつ持たれつで生きています。

私たちが今日いただいた食事は、お日さまや雨等の天の恵みを受け、農家・流通業・商店の方や調理をしてくれた方のおかげで口にできたものです。今着ている服も、さまざまな方の手を通して、身につけることができます。私たちは、自然の恵みや他者との関わりの中で生かされているのです。

私たちの社会は、出自・身体的特性・性格・考え方・趣味等全く違う人たちの集まりで、みんなが異なる個性を持っています。しかしながら、とすると私たちは自分とは違う個性を持った人たちを偏見の目で見たり、差別してしまうことがあります。みんなが違う個性を持っていることはごく自然なことなのに、なぜお互いに心を寄せ合うことができないのでしょうか。

人権を護るということは、みんながお互いの違いを認め合い尊重しながら生きていくこと、お互いを思いやり共生していくことだと私は考えています。そうすることで、みんなが穏やかで心豊かな人生を送ることができると思うのです。

普及啓発活動

人権の花運動

子どもたちが協力して花を育てることを通じて、命の大切さや思いやりの心を育むことを目的に実施しています。令和6年度は、瑞光小学校と峡田小学校の子どもたちが取り組みました。



▲瑞光小学校の皆さん



▲峡田小学校の皆さん

人権教室

人権擁護委員が小・中学校を訪問し、人権についての授業を行い、思いやりの心や人権尊重の大切さを一緒に考える取り組みを行っています。



全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生が、日常生活で感じた人権に関する作文を書くことを通じて、人権尊重についての理解を深め、豊かな人権感覚を身につけることを目的に実施しています。

令和6年度は、荒川区代表および地区代表として第三中学校3年・宇田華都さんの「子どもの権利」が選ばれました。

子どもたちの人権メッセージ

小学生が、身近にある人権についての考えをメッセージにすることで、人権への理解を深め、人権尊重の意識を育むことを目的に実施しています。令和6年度は、荒川区代表として瑞光小学校4年・大田稜さんの作品が選ばれました。



夢をかなえるチャンス

瑞光小学校4年

大田 稜さん

ぼくは、「みんなのチャンス」を読んで、ぼくがいつも当たり前のことだと思っていた事ができていない子どもたちが世界にはいるというのを知りました。たとえば、家の中でふとんをねたり、おなかいっぱいごはんを食べていたりすることはふつうだと思っていきました。でも、それがふつうじゃない子どもたちが世界にいてほしいことを知っておどろきました。

ぼくがもし路上でくらす子どもだったら、もう生きることをあきらめていたかもしれない。なぜかという、ぼくはふるやトイレがなく、せいかつなくらいがでかいといやだからです。だけど、この本にのっていた子どもたちは、せいけつなくらいがでかなくても、一生けん命えがおですごしているのです。すごいと思いました。

路上でくらす子どもたちのために、ぼくはどんなことができたろうかと考えました。

まず、この本を読んで知ったことを家族や友達などたくさんの人にわかってもらいたいと思います。ぼくと同じようにおどろくことがあれば、何かできなかなと、ぼくは同じように考えて、ぼくは、ユニセフ金など、路上でくらす子どもたちのために、何かができるかもしれない。「チャンス」があると、世界にみんなの力を合わせれば、すべての子どもたちが人間らしくくらすことができると思います。世界中の子どもたち全員にゆめをかなえる「チャンス」がある、とぼくは思います。